

改定後	現行															
秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用 (令和3年9月21日付森－1408) 第2条関係（定義） 1 秋田県週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）第2条（1）①の「受注者の責によらず土日に現場閉所出来ない場合」には、土日以外の当初作業予定日が悪天候等により作業できず、その日を振替休日とし、土日に休日作業日を設定する場合も含む。 (削除) 2 要綱第2条（1）③通期の週休2日について、対象期間において暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が28.5％に満たない場合は、対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5％）以上を達成しているものとみなす。 3 要綱第2条（2）の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。 ＜現場閉所困難工事の例＞ ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、土日、祝日等に作業が必要な工事（通年維持工事等） ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等）） 4 要綱第2条（3）の「別に定める期間」とは、次に掲げる期間とする。 （1）工場製作を含む工事の場合、工場製作のみを実施している期間。 （2）工事全体を一時中止している期間。 （3）対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では夏期休暇分として3日間。 （4）余裕期間設定工事の場合、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間。	秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用 (令和3年9月21日付森－1408) 第2条関係（定義） 1 秋田県週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）第2条の用語のうち、森林整備保全事業で適用可能とするのは下表のとおりである。 週休2日制工事の体系 <table><tr><th></th><th>現場閉所(2)</th><th>交替制(3)</th></tr><tr><td rowspan="3">通期</td><td>4週8休以上</td><td rowspan="2">4週8休以上</td></tr><tr><td>完全週休2日（土日）(1)</td></tr><tr><td>4週7休以上4週8休未満</td><td>4週7休以上4週8休未満</td></tr><tr><td></td><td>4週6休以上4週7休未満</td><td>4週6休以上4週7休未満</td></tr><tr><td>月単位</td><td>4週8休以上</td><td>4週8休以上</td></tr></table> ※(1)～(3)は、要綱第2条の番号 ※塗りつぶし箇所（月単位）は、森林整備保全事業において適用対象外とする。 2 要綱第2条（1）の「やむを得ないと認められる場合」には、土日以外の当初作業予定日が悪天候等により作業できず、その日を振替休日とし、土日に休日作業日を設定する場合も含む。 3 要綱第2条（2）③4週8休について、対象期間において暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が28.5％に満たない場合は、対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5％）以上を達成しているものとみなす。 4 要綱第2条（3）の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。 ＜現場閉所困難工事の例＞ ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、土日、祝日等に作業が必要な工事（通年維持工事等） ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））		現場閉所(2)	交替制(3)	通期	4週8休以上	4週8休以上	完全週休2日（土日）(1)	4週7休以上4週8休未満	4週7休以上4週8休未満		4週6休以上4週7休未満	4週6休以上4週7休未満	月単位	4週8休以上	4週8休以上
	現場閉所(2)	交替制(3)														
通期	4週8休以上	4週8休以上														
	完全週休2日（土日）(1)															
	4週7休以上4週8休未満	4週7休以上4週8休未満														
	4週6休以上4週7休未満	4週6休以上4週7休未満														
月単位	4週8休以上	4週8休以上														

改定後	現行																
（削除） 第3条関係（休日） 1 要綱第3条の「休日」とは、施工計画書で定めた休日計画に基づく休日のことを意味する。 2 要綱第3条の「現場代理人等」とは、元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者のことを意味する（支障木伐採等の建設業法に定める建設工事に該当せず、施工体制台帳への記載を要しない下請けも含む）。 3 対象期間の最終週が1週間に満たない場合について、工事の完成をもって当該週の作業が終了することから、工事完成日以降を休日として扱う。 第4条関係（対象工事及び発注方式） 1 要綱第4条第3項の「別に定めるところ」とは、次のとおりとする。 なお、対象については、工事のほかに、森林整備関係業務委託（植栽、保育等）も含むものとする。 （1）発注者は、全ての工事を対象に、完全週休2日（土日）により発注することを原則とする。 （2）現場閉所困難工事については、完全週休2日交替制により発注することを原則とする。 2 要綱第4条第1項の「別に定める工事」とは、「現場閉所困難工事」とする。 3 完全週休2日（土日）工事により発注後に、完全週休2日交替制に取組を変更する場合は、施工計画書の提出前に監督職員と協議をする。 4 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（週休2日又は交替制）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。 5 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると所属課長が判断した場合とする。 （削除）	5 要綱第2条（4）の「別に定める期間」とは、次に掲げる期間とする。 （1）工場製作を含む工事の場合、工場製作のみを実施している期間。 （2）工事全体を一時中止している期間。 （3）対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では夏期休暇分として3日間。 （4）余裕期間設定工事の場合、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間。 第3条関係（休日） 1 要綱第3条第1項の「休日」とは、施工計画書で定めた休日計画に基づく休日のことを意味する。 2 要綱第3条第1項の「現場代理人等」とは、施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者のことを意味する。 第4条関係（対象工事及び発注方式） 1 要綱第4条第3項の「別に定めるところ」とは、下表のとおりとする。 ◎：原則、○：選択可能 <table><tr><th>分類</th><th>指定の有無</th><th>通期の週休2日 （現場閉所）</th><th>通期の週休2日 （交替制）</th></tr><tr><td>選定要件</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>現場閉所が可能な場合</td><td>発注者指定型</td><td>◎</td><td>—</td></tr><tr><td>現場閉所が困難な場合</td><td>受注者希望型</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 2 発注者は、全ての工事を対象に、通期の週休2日制工事を発注者指定型により発注することを原則とする。 なお、ここでの「工事」には、森林整備関係業務委託（植栽、保育等）も含むものとする。 3 要綱第4条第1項の「別に定める工事」とは、「現場閉所困難工事」とする。 4 現場閉所困難工事については、受注者希望型において、現場閉所又は交替制による週休2日の取組ができるものとする。 5 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、現場閉所又は交替制による週休2日の実施の有無について監督職員と協議するものとする。 6 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。	分類	指定の有無	通期の週休2日 （現場閉所）	通期の週休2日 （交替制）	選定要件				現場閉所が可能な場合	発注者指定型	◎	—	現場閉所が困難な場合	受注者希望型	○	○
分類	指定の有無	通期の週休2日 （現場閉所）	通期の週休2日 （交替制）														
選定要件																	
現場閉所が可能な場合	発注者指定型	◎	—														
現場閉所が困難な場合	受注者希望型	○	○														

改定後	現行															
(削除)	7 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると所属課長が判断した場合とする。															
第5条関係（工事成績評定） 1 森林整備関係業務委託（植栽、保育等）は、要綱第5条による工事成績評定は実施しないこととする。 2 要綱第4条第2項に基づき、発注者が週休2日制工事の指定を解除した場合は週休2日不履行の対象外とする。 (削除)	第5条関係（工事成績評定） 1 森林整備関係業務委託（植栽、保育等）は、要綱第5条による工事成績評定は実施しないこととする。 2 要綱第5条の「週休2日不履行」の判断を行う対象及び対象外は次のとおりとする。 （1）対象（週休2日不履行の判断を行い、該当する場合は減点措置を行う） ①発注者指定型により発注したが、達成区分が完全週休2日（土日）以外の場合 ②受注者希望型により発注し、契約後の協議により週休2日の取組を行うこととした工事のうち、交替制に取組んだ場合、又は現場閉所による週休2日で達成区分が完全週休2日（土日）以外の場合 （2）対象外（週休2日不履行の判断は不要であり、減点措置は行わない） ①発注者指定型により発注したが、要綱第4条第2項に基づき、発注者が週休2日制工事の指定を解除した場合 ②受注者希望型により発注し、契約後の協議により週休2日の取組を行わないこととした場合 3 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の工程表のことである。発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。 4 要綱第5条の「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保をおこなっている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、要綱第5条の③についても同様とする。															
(削除)																
3 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の工程表のことである。発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。 4 要綱第5条の「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保をおこなっている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、要綱第5条の③についても同様とする。	3 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の工程表のことである。発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。 4 要綱第5条の「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保をおこなっている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、要綱第5条の③についても同様とする。															
第6条関係（工期変更）（略）	第6条関係（工期変更）（略）															
第7条関係（工事費の積算） 1 現場取組内容に応じた、積算における補正区分は次のとおりです。	第7条関係（工事費の積算） 1 要綱第7条の「別に定める積算方法」とは、次に掲げるものとする。 （1）発注者指定型の場合 1）発注時 当初予定価格は通期の4週8休以上の現場閉所の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。 2）精算変更時 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じた補正係数に見直しを行うものとする。															
<table><tr><th></th><th>取組内容</th><th>積算における補正区分</th></tr><tr><td rowspan="3">週休2日（1）</td><td>完全週休2日（土日）（1）①</td><td rowspan="2">月単位の4週8休以上</td></tr><tr><td>月単位の週休2日（1）②</td></tr><tr><td>通期の週休2日（1）③</td><td>通期の4週8休以上</td></tr><tr><td rowspan="3">交替制（2）</td><td>完全週休2日交替制（2）①</td><td rowspan="2">月単位の4週8休以上（交替）</td></tr><tr><td>月単位の週休2日交替制（2）②</td></tr><tr><td>通期の週休2日交替制（2）③</td><td>通期の4週8休以上（交替）</td></tr></table> ※(1)～(2), ①～③は要綱第2条の番号		取組内容	積算における補正区分	週休2日（1）	完全週休2日（土日）（1）①	月単位の4週8休以上	月単位の週休2日（1）②	通期の週休2日（1）③	通期の4週8休以上	交替制（2）	完全週休2日交替制（2）①	月単位の4週8休以上（交替）	月単位の週休2日交替制（2）②	通期の週休2日交替制（2）③	通期の4週8休以上（交替）	
	取組内容	積算における補正区分														
週休2日（1）	完全週休2日（土日）（1）①	月単位の4週8休以上														
	月単位の週休2日（1）②															
	通期の週休2日（1）③	通期の4週8休以上														
交替制（2）	完全週休2日交替制（2）①	月単位の4週8休以上（交替）														
	月単位の週休2日交替制（2）②															
	通期の週休2日交替制（2）③	通期の4週8休以上（交替）														

改定後	現行
2 要綱第7条の「別に定める積算方法」とは、次に掲げるものとする。 （1）完全週休2日（土日）の場合 1）発注時 当初予定価格は、完全週休2日（土日）の取組の達成を前提とし、月単位の4週8休以上の補正係数を各経費に乘じるものとする。 2）精算変更時 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、達成状況に応じた補正係数に見直しを行うものとする。 （2）完全週休2日交替制の場合 1）発注時 当初予定価格は、完全週休2日交替制の取組の達成を前提とし、月単位の4週8休以上（交替制）の補正係数を各経費に乘じるものとする。 2）精算変更時 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休以上（交替制）に満たない場合は、達成状況に応じた補正係数に見直しを行うものとする。 （3）補正係数は別表1によるものとする。 なお、市場単価及び土木工事標準単価について、別表1にない工種を積算する場合は、秋田県週休2日制工事に関する建設部運用の補正係数を準用することとするが、令和7年10月1日施行版（令和7年9月5日付け技管－388）の補正係数を用いること。 （4）各経費の補正の際の端数処理は別表2による。 第8条関係（その他） 1 現場閉所の確認方法 発注者は、受注者に対し、別紙2－1「履行報告書」に別紙2－2「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。	（2）受注者希望型の場合 1）発注時 当初予定価格は週休2日の補正を行わない。 2）精算変更時 受発注者間の協議により、当該工事で週休2日（現場閉所又は交替制）に取組むこととなった場合、週休2日の達成状況を確認後、達成状況に応じた補正係数を各経費に乘じるものとする。 （3）補正係数は別表1によるものとする。 なお、市場単価及び土木工事標準単価について、別表1にない工種を積算する場合は、秋田県週休2日制工事に関する建設部運用の補正係数を準用することとするが、令和6年4月1日施行版（令和6年3月28日付け技管－933）の補正係数を用いること。 （4）各経費の補正の際の端数処理は別表2による。 （追加） 第8条関係（その他） 1 現場閉所の確認方法 発注者は、受注者に対し、別紙2－1「履行報告書」に別紙2－2「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

改定後					現行				
(別表1)					(別表1)				
1 現場閉所による週休2日補正係数					1 通期の現場閉所による週休2日補正係数				
1-1 直接工事費及び間接工事費の補正係数					1-1 直接工事費及び間接工事費の補正係数				
	(削る)	(削る)	月単位の4週8 休以上	通期の4週8休 以上		4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	(削る)	(削る)	1.04	1.02	労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)		(削る)	1.02	1.02	機械経費(賃料)		1.01	1.03	1.04
共通仮設費率		(削る)	1.03	1.02	共通仮設費率		1.02	1.03	1.04
現場管理費率		(削る)	1.05	1.03	現場管理費率		1.03	1.04	1.06
現場閉所率	(削る)	(削る)	対象期間内の全 ての月で現場閉 所率が28.5%以 上	対象期間内の現 場閉率が28.5% 以上	現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上
1-2 市場単価の補正係数					1-2 市場単価の補正係数				
名称	区分	(削る)	月単位の4週8 休以上	通期の4週8休 以上	名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工(太鉄筋含む)		(削る)	1.04	1.02	鉄筋工(太鉄筋含む)		1.01	1.03	1.05
鉄筋工(ガス圧接)		(削る)	1.03	1.02	鉄筋工(ガス圧接)		1.01	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	(削る)	1.01	1.00	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	撤去	(削る)	1.04	1.02	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	(削る)	1.04	1.02	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
防護柵設置工(落石防止柵)	撤去	(削る)	1.04	1.02	防護柵設置工(落石防止柵)	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防止柵)		(削る)	1.01	1.01	防護柵設置工(落石防止柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止柵)		(削る)	1.02	1.01	防護柵設置工(落石防止柵)		1.01	1.02	1.03
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	(削る)	1.01	1.00	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	撤去	(削る)	1.04	1.02	防護柵設置工 (ガードパイプ)	撤去	1.01	1.03	1.05
道路標識設置工	設置	(削る)	1.01	1.00	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
道路標識設置工	撤去・移設	(削る)	1.03	1.02	道路標識設置工	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	(削る)	1.01	1.01	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
道路付属物設置工	撤去	(削る)	1.04	1.02	道路付属物設置工	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		(削る)	1.02	1.01	法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		(削る)	1.03	1.01	吹付砕工		1.01	1.02	1.03
軟弱地盤処理工		(削る)	1.02	1.01	軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		(削る)	1.03	1.02	鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
橋梁用伸縮継手装置設置工			1.02	1.01					
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工			1.04	1.02					
1-3 土木工事標準単価の補正係数					1-3 土木工事標準単価の補正係数				
名称	区分	(削る)	月単位の4週8 休以上	通期の4週8休 以上	名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
区画線工		(削る)	1.04	1.02	区画線工		1.01	1.03	1.05
排水構造物工		(削る)	1.04	1.02	排水構造物工		1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		(削る)	1.04	1.02	コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05
構造物取りこわし工	機械	(削る)	1.03	1.02	構造物取りこわし工	機械	1.01	1.03	1.04
構造物取りこわし工	人力	(削る)	1.04	1.02	構造物取りこわし工	人力	1.01	1.03	1.05
橋梁塗装工			1.03	1.01					
塗膜除去工			1.04	1.02					
道路反射鏡設置工	設置		1.01	1.00					
道路反射鏡設置工	撤去		1.04	1.02					
侵食防止用植生マット工(養生マット工)			1.04	1.02					

改定後					現行				
2 交替制による週休2日補正係数					2 通期の交替制による週休2日補正係数				
2-1 直接工事費及び間接工事費の補正係数					2-1 直接工事費及び間接工事費の補正係数				
		(削る)	(削る)	月単位の4週8 休以上	通期の4週8休 以上				
労務費		(削る)	(削る)	1.04	1.02				
現場管理費率			(削る)	1.03	1.01				
現場閉所率		(削る)	(削る)	対象期間内の全 ての月で現場閉 所率が28.5%以 上	対象期間内の現 場閉率が28.5% 以上				
2-2 市場単価の補正係数					2-2 市場単価の補正係数				
※1-2の補正係数を用いることとし道路標識設置工及び鉄筋挿入工（ロックボルト工）に ついては、次の表の補正係数を乗じるものとする。					※1-2の補正係数を用いることとする。				
名称		区分	月単位の4週8 休以上	通期の4週8休 以上					
道路標識設置工		設置	1.00	1.00					
		撤去・移設	1.03	1.01					
鉄筋挿入工（ロックボルト工）			1.03	1.01					
2-3 土木工事標準単価の補正係数					2-3 土木工事標準単価の補正係数				
名称		区分	(削る)	月単位の4週8 休以上	通期の4週8休 以上				
(削る)			(削る)	(削る)	(削る)				
排水構造物工			(削る)	1.03	1.02				
コンクリートブロック積工			(削る)	1.03	1.02				
構造物取りこわし工		機械	(削る)	1.03	1.01				
		人力	(削る)	1.04	1.02				
別表2（略）					別表2（略）				

改定後				現行					
別紙 1				別紙 1					
特 記 仕 様 書				特 記 仕 様 書					
第 1 編 共通編				第 1 編 共通編					
第 1 章 総則				第 1 章 総則					
項 目（節）		内 容		項 目（節）		内 容			
週休 2 日制工事の対象		完全 週休 2 日 （土日）	・ 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（ 完全週休 2 日（土日） ）である。 ・ 受注者は、要綱に定める週休 2 日の取組内容について、施工計画書の提出前に監督員と協議すること。 ・ 週休 2 日制工事の実施については、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。	週休 2 日制工事の対象		発注者指定型の場合 ・ 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（発注者指定型）である。 ・ 週休 2 日制工事の実施については、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。 受注者希望型の場合 ・ 本工事は秋田県週休 2 日制工事（受注者希望型）である。 ・ 受注者は、施工計画書の提出前に、現場閉所又は交替制による週休 2 日の実施の有無について、監督員と協議すること。 ・ 週休 2 日制工事の実施については、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。			
		完全 週休 2 日 （土日）	・ 本工事は秋田県週休 2 日制工事（ 完全週休 2 日交替制 ）である。 ・ 受注者は、 要綱に定める交代制の取組内容について 、施工計画書の提出前に、監督員と協議すること。 ・ 週休 2 日制工事の実施については、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。						
現場説明書（条件明示）				現場説明書（条件明示）					
第 2 編 現場説明事項				第 2 編 現場説明事項					
第 1 章 条件明示				第 1 章 条件明示					
項目		内 容		項目		内 容			
10 その他				10 その他					
その他条件 （週休 2 日制工事）		完全 週休 2 日 （土日）	・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は、週休 2 日を推進するため、完全週休 2 日（土日）を実施する工事であり、月単位の 4 週 8 休以上の現場閉所を行う前提として、予定価格の各経費に補正を行っています。 ・ 工期内において 月単位 の 4 週 8 休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直します。 通期の 4 週 8 休に満たない場合は補正は行いません。	その他条件 （週休 2 日制工事）		・ その他の条件は次のとおりです。 （発注者指定型） ・ 本工事は通期の 4 週 8 休以上の現場閉所を行う前提として、予定価格の各経費に補正を行っています。 ・ 工期内において通期の 4 週 8 休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直します。 4 週 6 休に満たない場合は補正は行いません。 （受注者希望型） ・ 本工事は予定価格は、週休 2 日制工事にかかる補正を行っていません。 ・ 受注者希望に基づき週休 2 日制工事を実施する場合の条件は次のとおりとします。 － 受注者は現場閉所又は交替制の週休 2 日制工事を希望することができます。 － 工期内において、現場閉所率又は休日率の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を行います。			
		完全 週休 2 日 （土日）	・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は、週休 2 日を推進するため、完全週休 2 日交代制を実施する工事であり、月単位の 4 週 8 休以上（交代制）の現場閉所を行う前提として、予定価格の各経費に補正を行っています。 ・ 工期内において月単位の 4 週 8 休以上（交替制）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直します。 通期の 4 週 8 休（交替制）に満たない場合は補正は行いません。						

改定後										現行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
別紙2－1										別紙2－1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
（例） 勤務状況確認表（記載例）を例とした場合										（例） 勤務状況確認表（記載例）を例とした場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
様式（8）										別紙2－1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
工 事 履 行 報 告 書										工 事 履 行 報 告 書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<table><tr><td>工 事 名</td><td colspan="9"></td></tr><tr><td>工 期</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>～</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>日 付</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td colspan="5">（ 月分）</td></tr><tr><td>月 別</td><td colspan="3">予 定 工 程 % （ ）は工程変更後</td><td colspan="3">実 施 工 程 %</td><td colspan="3">備 考</td></tr><tr><td>令和●●年5月</td><td colspan="3">1 2 %</td><td colspan="3">2 7 %</td><td colspan="3">月別現場閉所率：32.26% 対象期間：31日、現場閉所日数：10日</td></tr><tr><td>6 月</td><td colspan="3">7 5 %</td><td colspan="3">7 0 %</td><td colspan="3">月別現場閉所率：33.33% 対象期間：30日、現場閉所日数：10日</td></tr><tr><td>7 月</td><td colspan="3">1 0 0 %</td><td colspan="3">1 0 0 %</td><td colspan="3">月別現場閉所率：26.92% 対象期間：26日、現場閉所日数：7日 ※暦上休日：7日 ≤ 現場閉所日：7日</td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="10">（記事欄） 工期内の日数 87日 （31日＋30日＋26日） 現場閉所を行った日数 27日 （10日＋10日＋7日） 現場閉所率 27／87＝31.03% ≥ 28.5% （4週8休以上） 月単位の現場閉所：達成（未達成）</td></tr></table>										工 事 名										工 期	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	日 付	令和	年	月	日	（ 月分）					月 別	予 定 工 程 % （ ）は工程変更後			実 施 工 程 %			備 考			令和●●年5月	1 2 %			2 7 %			月別現場閉所率：32.26% 対象期間：31日、現場閉所日数：10日			6 月	7 5 %			7 0 %			月別現場閉所率：33.33% 対象期間：30日、現場閉所日数：10日			7 月	1 0 0 %			1 0 0 %			月別現場閉所率：26.92% 対象期間：26日、現場閉所日数：7日 ※暦上休日：7日 ≤ 現場閉所日：7日																																																																																			（記事欄） 工期内の日数 87日 （31日＋30日＋26日） 現場閉所を行った日数 27日 （10日＋10日＋7日） 現場閉所率 27／87＝31.03% ≥ 28.5% （4週8休以上） 月単位の現場閉所：達成（未達成）										<table><tr><td>工 事 名</td><td colspan="9"></td></tr><tr><td>工 期</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>～</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>日 付</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td><td colspan="5">（ 月分）</td></tr><tr><td>月 別</td><td colspan="3">予 定 工 程 % （ ）は工程変更後</td><td colspan="3">実 施 工 程 %</td><td colspan="3">備 考</td></tr><tr><td>令和●●年5月</td><td colspan="3">1 2 %</td><td colspan="3">2 7 %</td><td colspan="3">対象期間：30日 現場閉所日数：11日</td></tr><tr><td>6 月</td><td colspan="3">7 5 %</td><td colspan="3">7 0 %</td><td colspan="3">対象期間：30日 現場閉所日数：8日</td></tr><tr><td>7 月</td><td colspan="3">1 0 0 %</td><td colspan="3">1 0 0 %</td><td colspan="3">対象期間：26日 現場閉所日数：10日</td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="10">（記事欄） 工期内の日数 86日 （30日＋30日＋26日） 現場閉所を行った日数 29日 （11日＋8日＋10日） 現場閉所率 29／86＝33.72% ≥ 28.5% （4週8休以上）</td></tr></table>										工 事 名										工 期	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	日 付	令和	年	月	日	（ 月分）					月 別	予 定 工 程 % （ ）は工程変更後			実 施 工 程 %			備 考			令和●●年5月	1 2 %			2 7 %			対象期間：30日 現場閉所日数：11日			6 月	7 5 %			7 0 %			対象期間：30日 現場閉所日数：8日			7 月	1 0 0 %			1 0 0 %			対象期間：26日 現場閉所日数：10日																																																																																			（記事欄） 工期内の日数 86日 （30日＋30日＋26日） 現場閉所を行った日数 29日 （11日＋8日＋10日） 現場閉所率 29／86＝33.72% ≥ 28.5% （4週8休以上）									
工 事 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
工 期	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
日 付	令和	年	月	日	（ 月分）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
月 別	予 定 工 程 % （ ）は工程変更後			実 施 工 程 %			備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
令和●●年5月	1 2 %			2 7 %			月別現場閉所率：32.26% 対象期間：31日、現場閉所日数：10日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
6 月	7 5 %			7 0 %			月別現場閉所率：33.33% 対象期間：30日、現場閉所日数：10日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
7 月	1 0 0 %			1 0 0 %			月別現場閉所率：26.92% 対象期間：26日、現場閉所日数：7日 ※暦上休日：7日 ≤ 現場閉所日：7日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
（記事欄） 工期内の日数 87日 （31日＋30日＋26日） 現場閉所を行った日数 27日 （10日＋10日＋7日） 現場閉所率 27／87＝31.03% ≥ 28.5% （4週8休以上） 月単位の現場閉所：達成（未達成）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
工 事 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
工 期	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
日 付	令和	年	月	日	（ 月分）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
月 別	予 定 工 程 % （ ）は工程変更後			実 施 工 程 %			備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
令和●●年5月	1 2 %			2 7 %			対象期間：30日 現場閉所日数：11日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
6 月	7 5 %			7 0 %			対象期間：30日 現場閉所日数：8日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
7 月	1 0 0 %			1 0 0 %			対象期間：26日 現場閉所日数：10日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
（記事欄） 工期内の日数 86日 （30日＋30日＋26日） 現場閉所を行った日数 29日 （11日＋8日＋10日） 現場閉所率 29／86＝33.72% ≥ 28.5% （4週8休以上）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<table><tr><td>主 任 監 督 員</td><td colspan="2">監 督 員</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										主 任 監 督 員	監 督 員								<table><tr><td>現 場 代 理 人</td><td colspan="2">主任（監理） 技 術 者</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>										現 場 代 理 人	主任（監理） 技 術 者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
主 任 監 督 員	監 督 員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
現 場 代 理 人	主任（監理） 技 術 者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
別紙2－2（略）										別紙2－2（略）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

別紙 3

改定後

■ 「休日状況確認表」を記載する際の留意事項

1. 休日率を確認する対象者について

・元請け及び下請けの**全ての**技術者及び技能労働者を対象とする。
ただし、非常勤（臨時）で従事するものは除く。

2. 休日日数の割合（休日率）の算出について

・対象者ごとに、休日日数の割合（＝当該工事における休日日数／工期日数※）を算出する。
※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定
支障木伐採等の建設業法に定める建設工事に該当せず、施工体制台帳への記載を要しない下請けの場合は、別途確認する。

・全対象者の「休日日数の割合（休日率）」を平均化する。

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■●	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設（二次下請）	××	100	25	25.0%	
4週8休以上					

工事着手前に確認

工事完成時に確認

・非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。

別紙 3

現行

■ 「休日状況確認表」を記載する際の留意事項

1. 休日率を確認する対象者について

・施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。
ただし、非常勤（臨時）で従事する者は除く。

2. 休日日数の割合（休日率）の算出について

・対象者ごとに、休日日数の割合（＝当該工事における休日日数／工期日数※）を算出する。
※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定

・全対象者の「休日日数の割合（休日率）」を平均化する。

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■●	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設（二次下請）	××	100	25	25.0%	
4週8休以上					

工事着手前に確認

工事完成時に確認

・非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。

技能者出勤簿(例)

工期 56日
■=出勤日

A氏

休日率=休日日数／工期日数
16/56=28.6%

B氏

36/56=64.3% ←×

B氏

(3+6)/(9+17)=9/26=34.6% ←○

短期作業期間①
9日間(うち休日3日)

短期作業日が7日未満の場合はその期間は休日日数及び工期日数の対象としない。

短期作業期間②
17日間(うち休日6日)

改定後

3. 対象工種・確認対象期間について

- ・工種によっては交替要員の確保が困難な工種もありうるが、全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。

【交替要員の確保が可能な場合】

全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。



別紙 3

休日状況確認表

会社名	〇〇建設（株）
現場代理人	▲▲ ▲▲
専任の監理(主任)技術者	△△ △△

工事名： 工期： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均

現行

3. 対象工種・確認対象期間について

- ・工種によっては交替要員の確保が困難な工種もありうるが、全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。

【交替要員の確保が可能な場合】

全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。



別紙 3

休日状況確認表

会社名 ○○建設（株）
 現場代理人 ▲▲ ▲▲
 専任の監理(主任)技術者 △△ △△

工事名： 工期： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均